

5月定例Web会議

(2025年 5月16日)



5 月定例会議

(2025年5月16日)



情報提供① (株)シゲオー様 開催の自転車講習会の紹介 (ダイジェストビデオ)
議 題② 令和 7 年 3 月と令和 6 年度の事故報告について

- なお、
- ・ 6 年度無事故無違反運動（東京都）結果未受領より、後日メールで連絡予定
 - ・ 7 年度無事故無違反運動申請要領は自動車安全センターで 6 月上旬目途に検討中
（申請用紙現行のまま、自筆署名で印鑑省略予定、7 年度まで参加費用は現行）

情報共有③ 令和 8 年度自転車青切符化施行に向けての S D A としての対応予定
自安全センターの安全運転啓発活動（自転車ながらスマホ検証実験資料）紹介

連絡・調整事項等

警察庁からのオンラインカジノの違法性を訴えるチラシの配布依頼について

令和 7 年度の実技講習、競技大会、会議開催予定

三塚顧問のアドバイス

情報提供① (株)シゲオー様 開催の自転車講習会の紹介

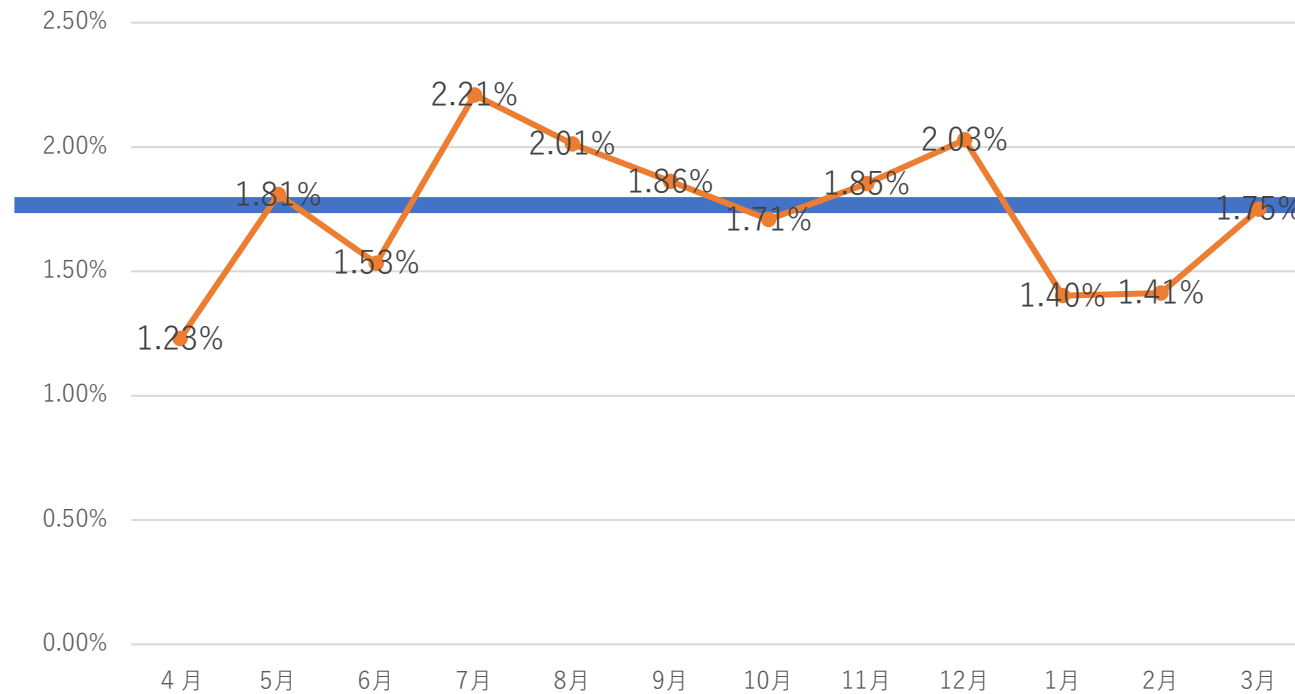
(株)シゲオー様で準備

議題② 令和7年3月と令和6年度の事故報告について

0 事故件数／保有車両数

事故件数／保有車両数※（％）

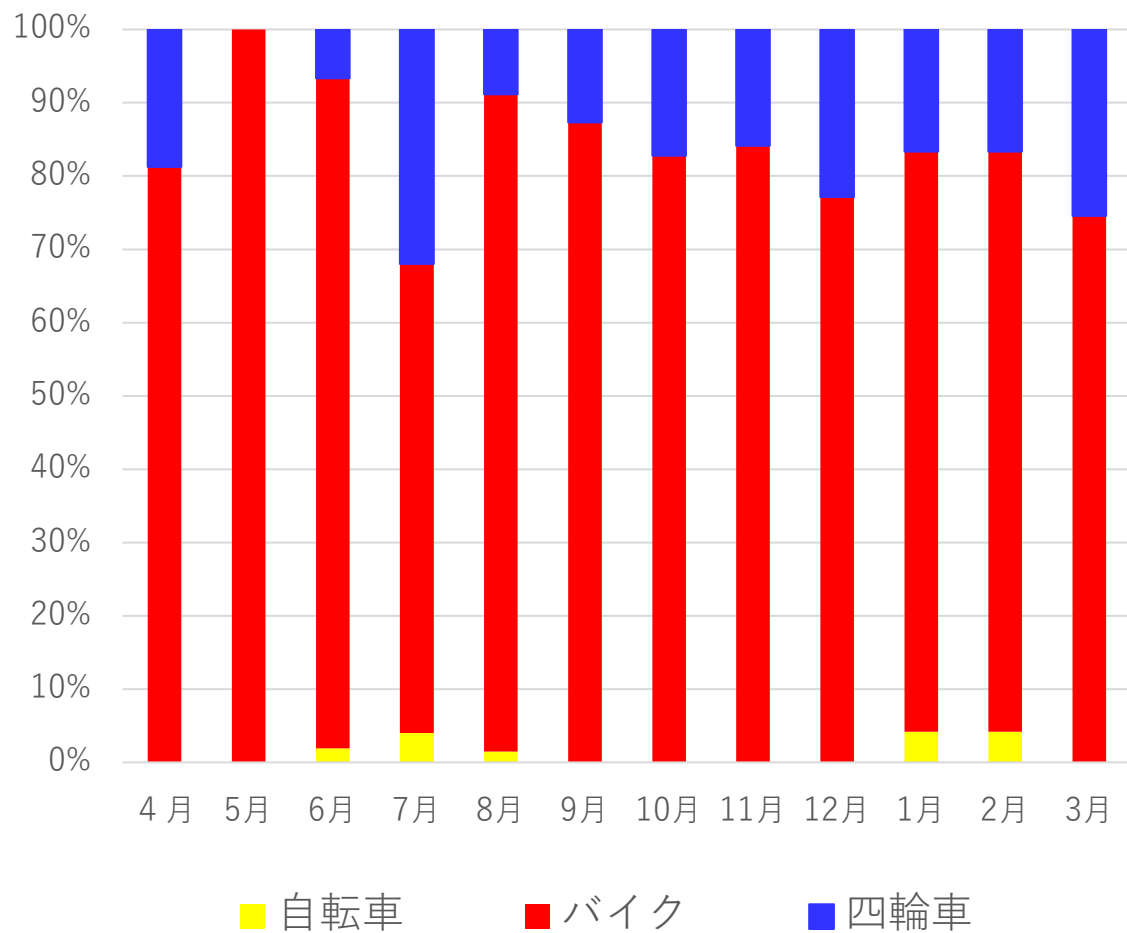
※報告件数により異なる



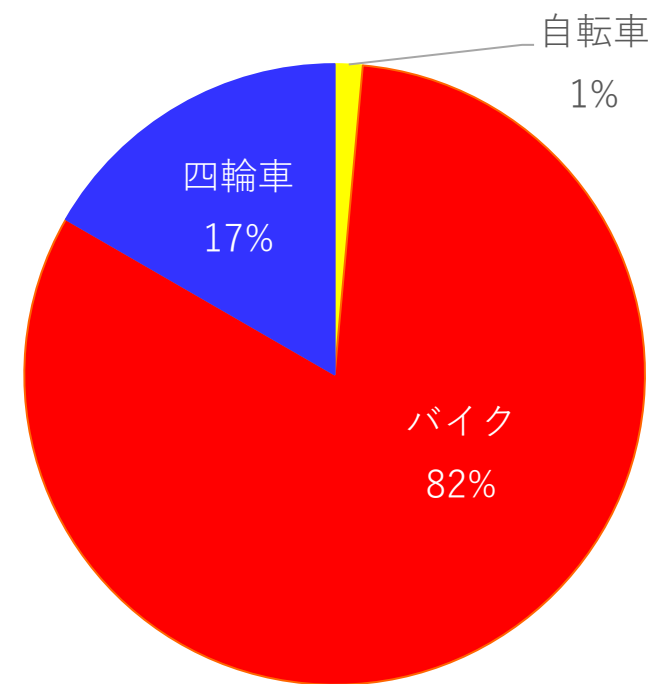
6年度平均
1.74%

—●— 事故件数/保有車数(%)

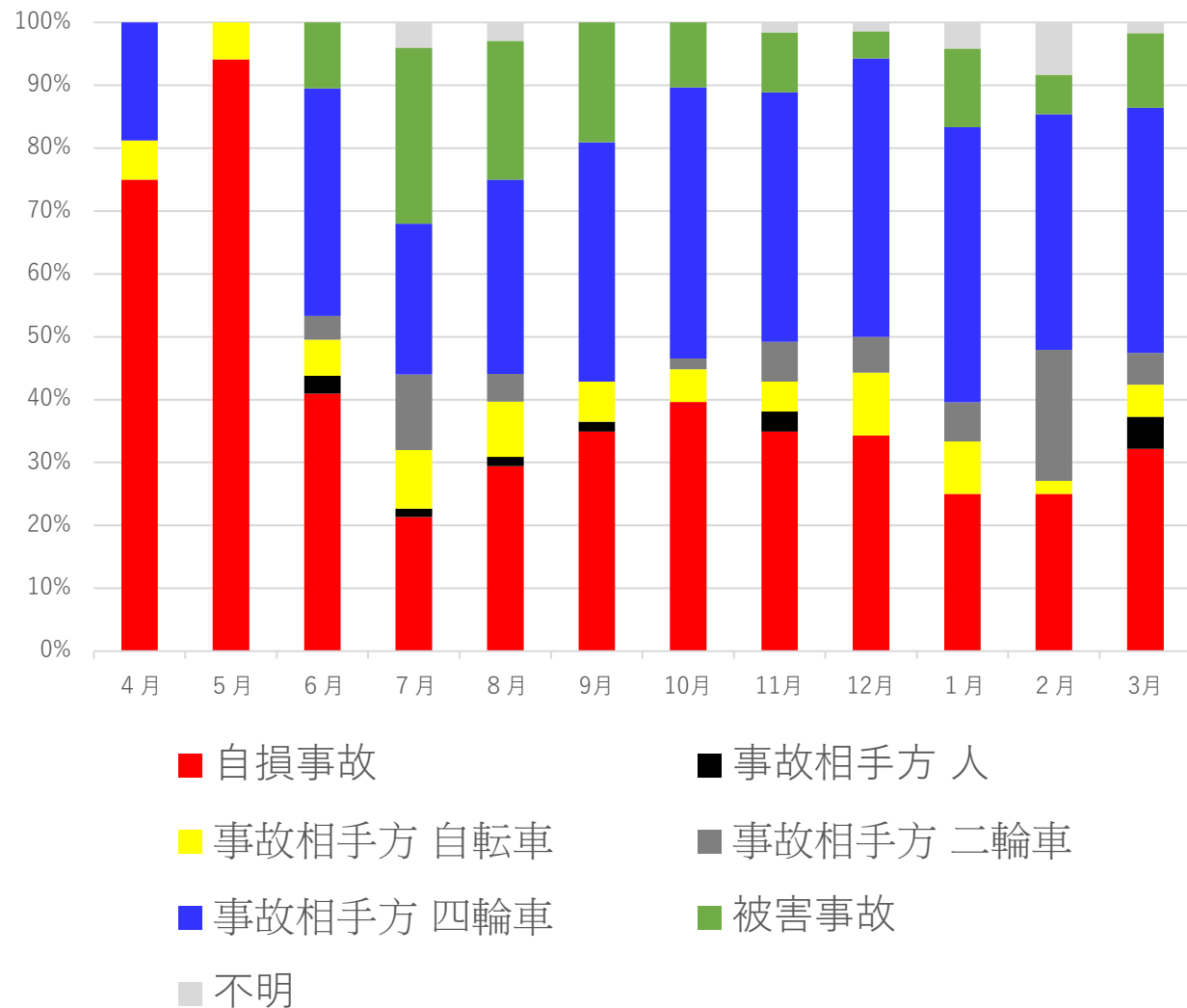
1 搭乗車両区分



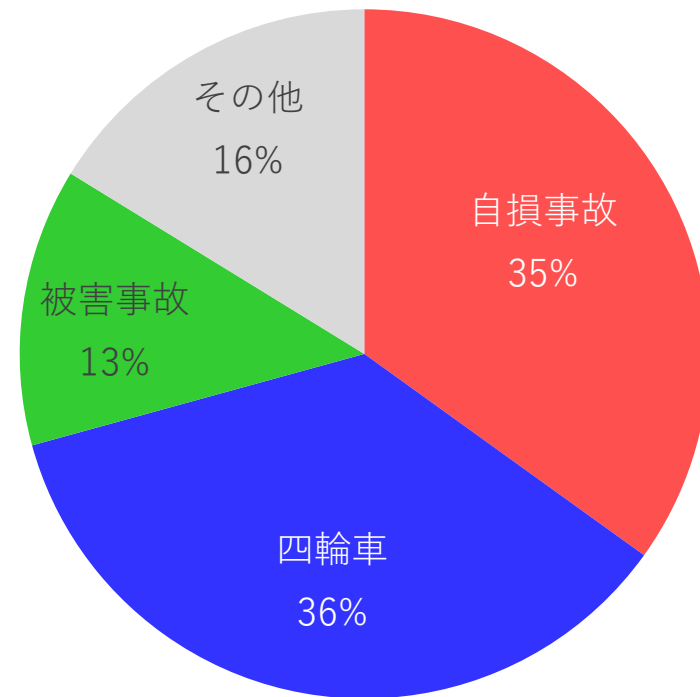
令和6年度搭乗区分



2 事故形態について

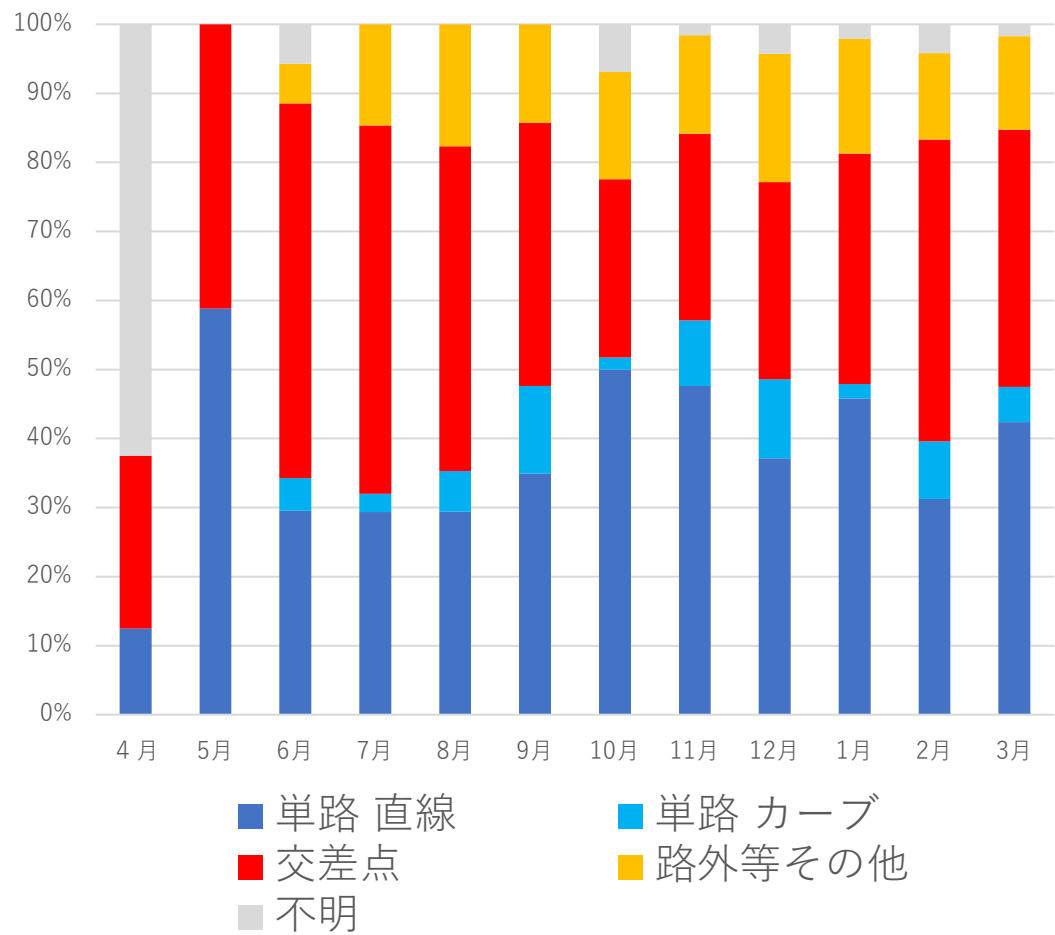


6年度事故形態区分

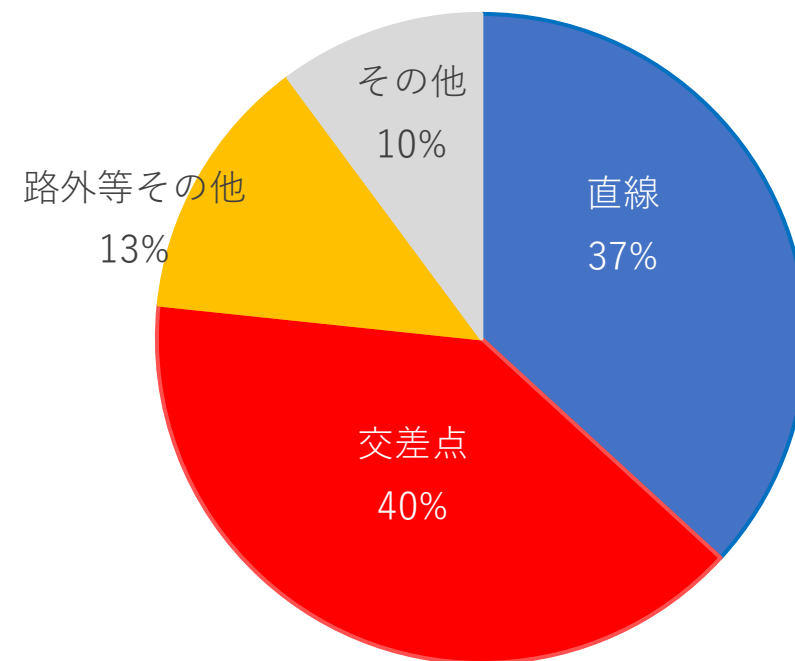


その他区分は事故相手人（2%）、自転車（7%）、二輪車（6%）及び不明（2%）

3 事故発生道路状況

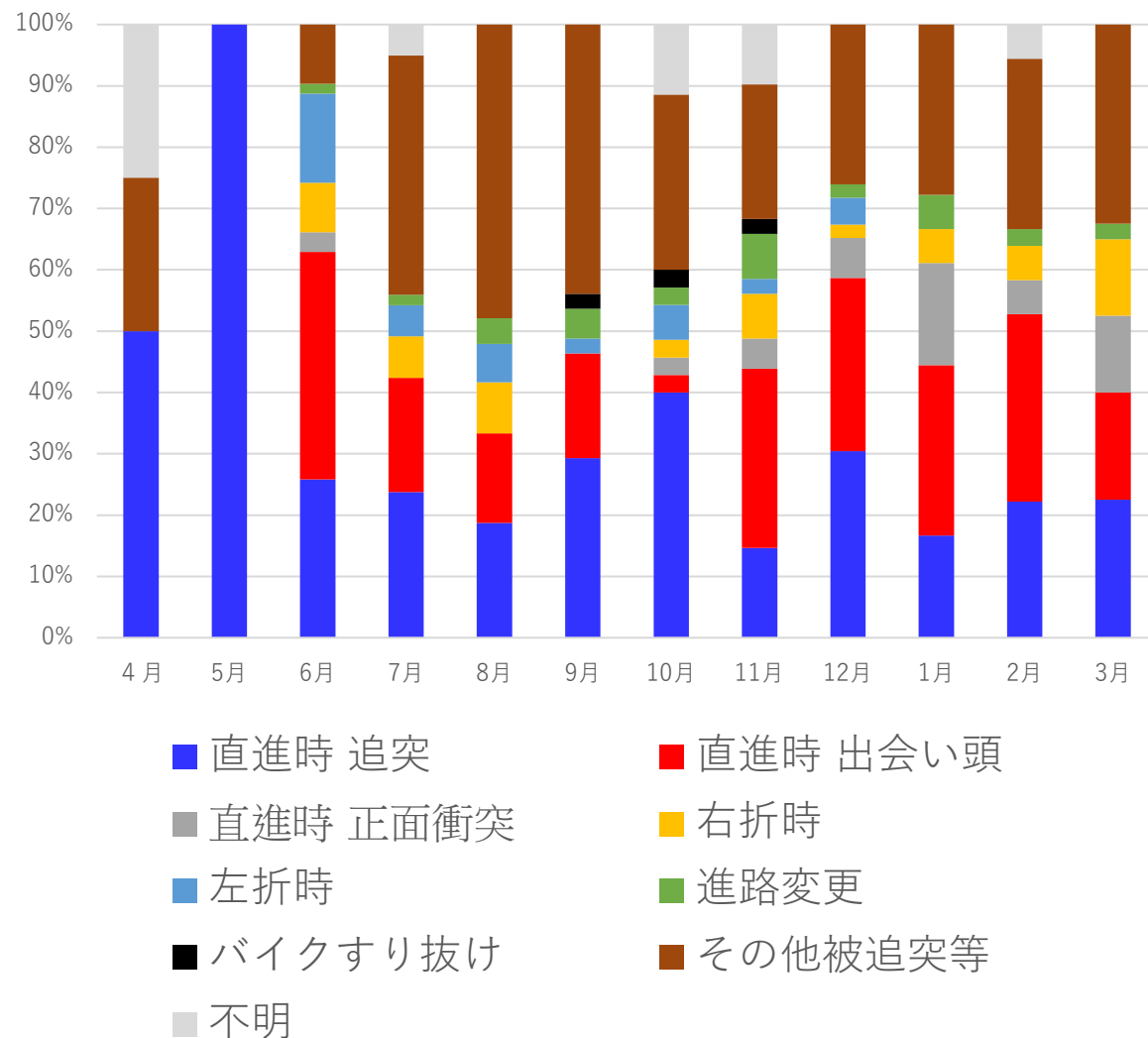


6 年度事故発生道路状況

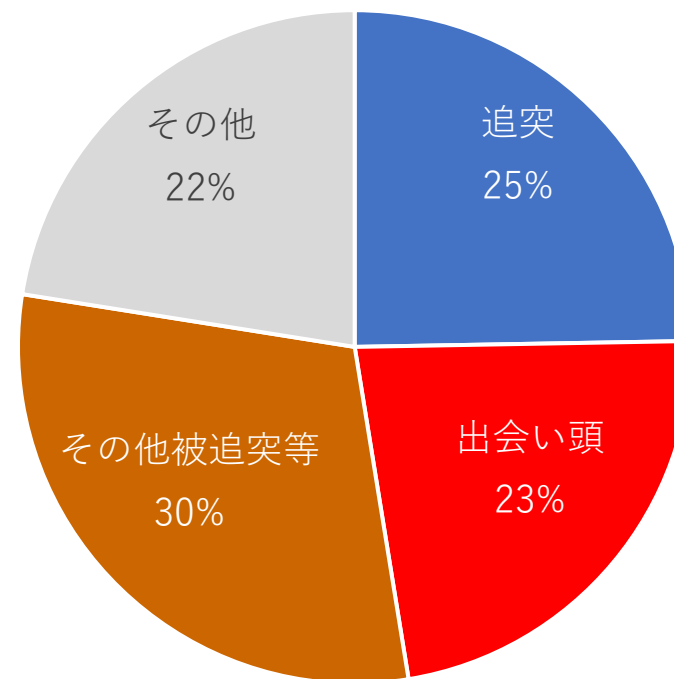


その他区分はカーブ（6 %）、不明（4 %）

4 事故発生状況（自損事故を除く）

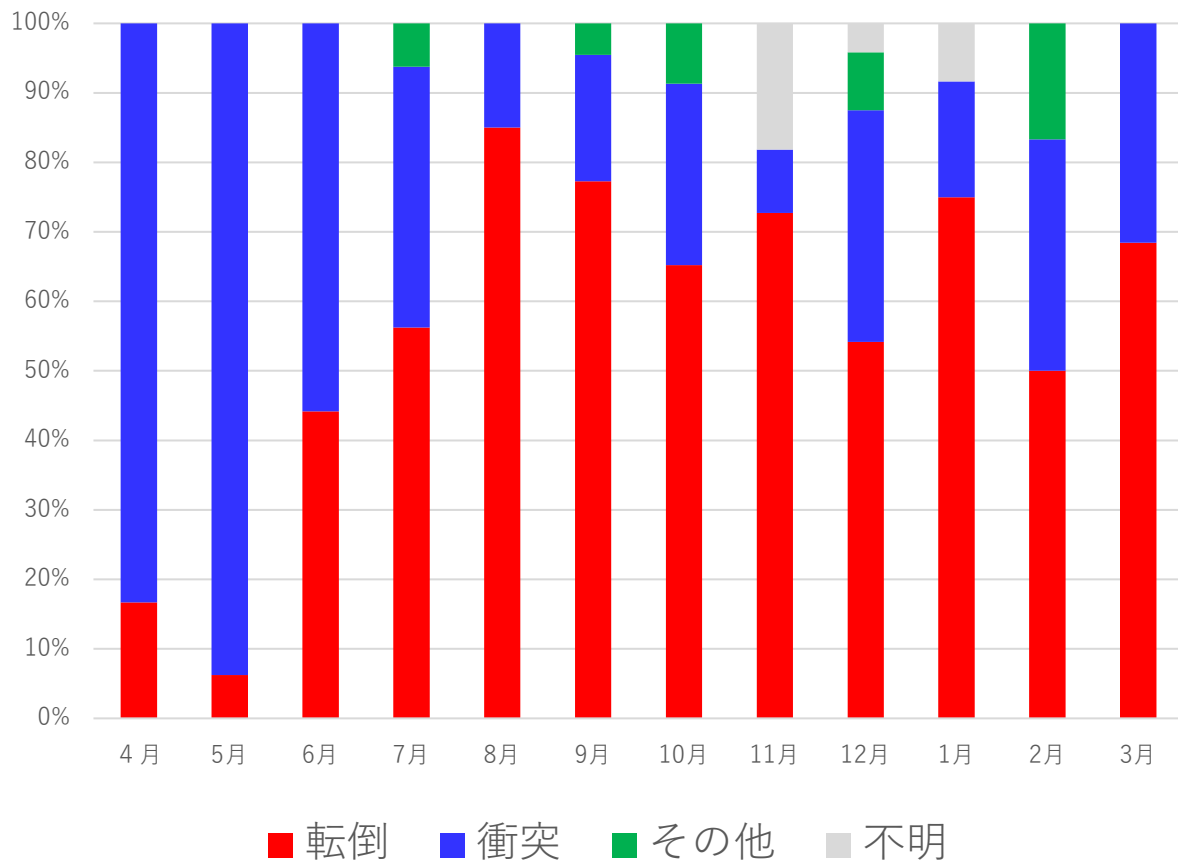


6年度事故発生状況
（自損事故を除く）

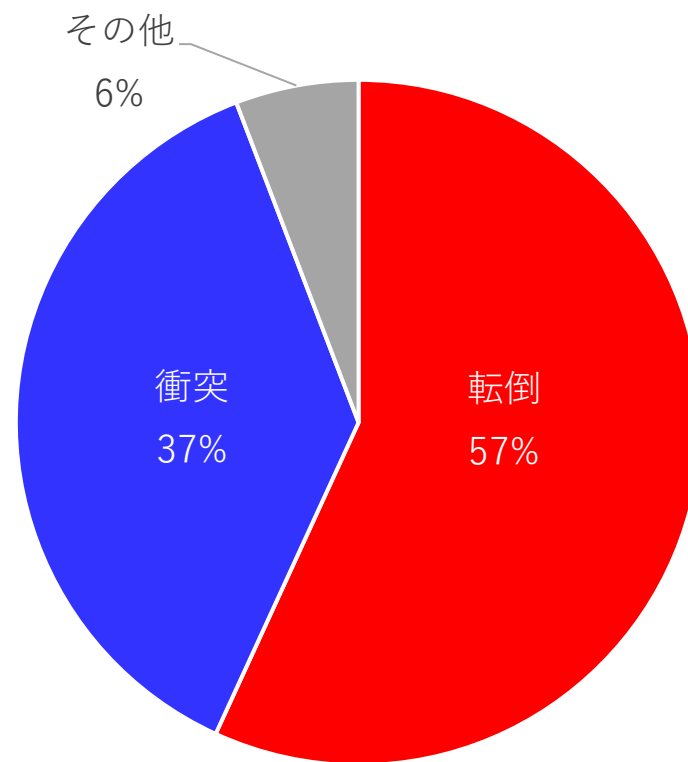


その他区分は正面衝突（5%）、右折（6%）、左折（5%）、進路変更（3%）、バイクすり抜け（1%）、不明（3%）

5 自損事故区分

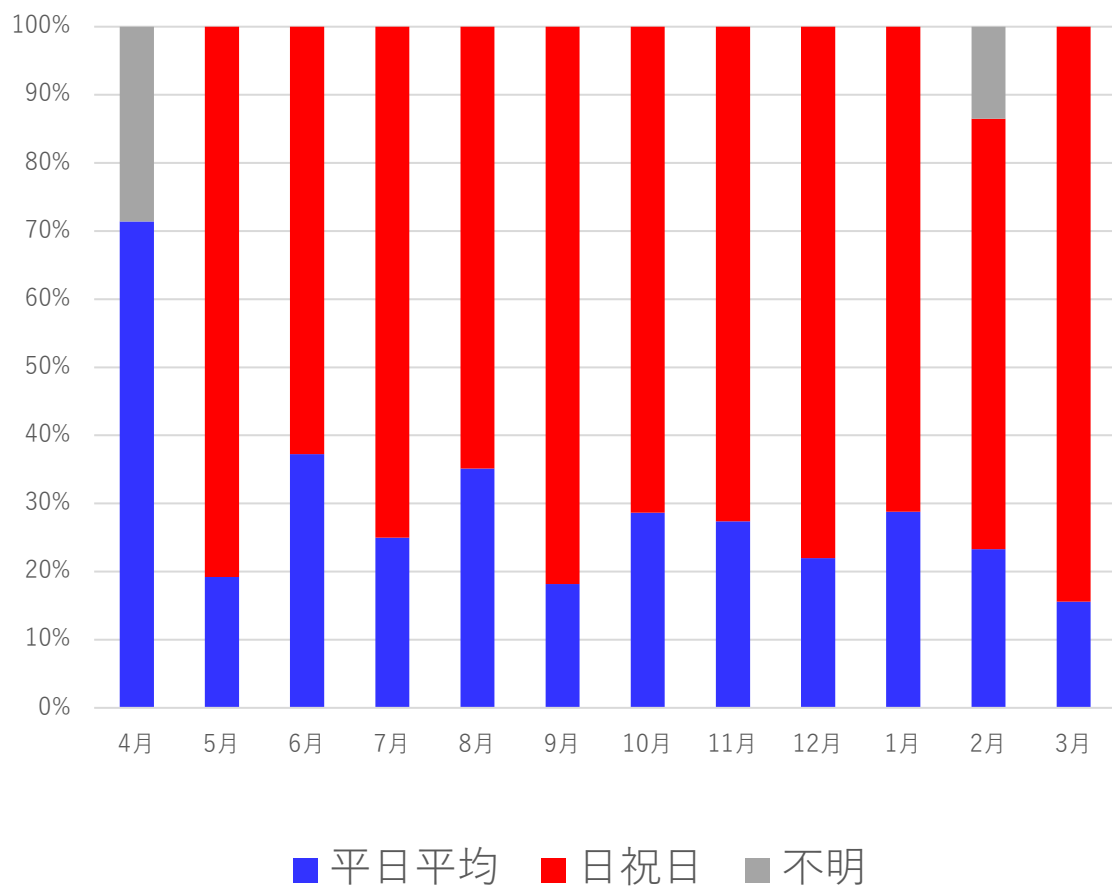


6年度自損事故区分

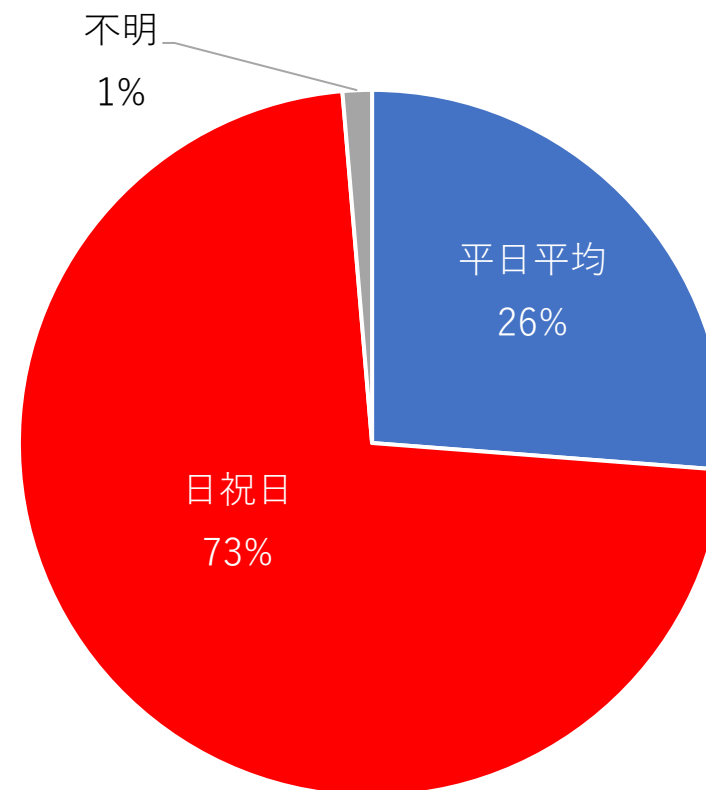


その他区分はその他（3%）、不明（2%）

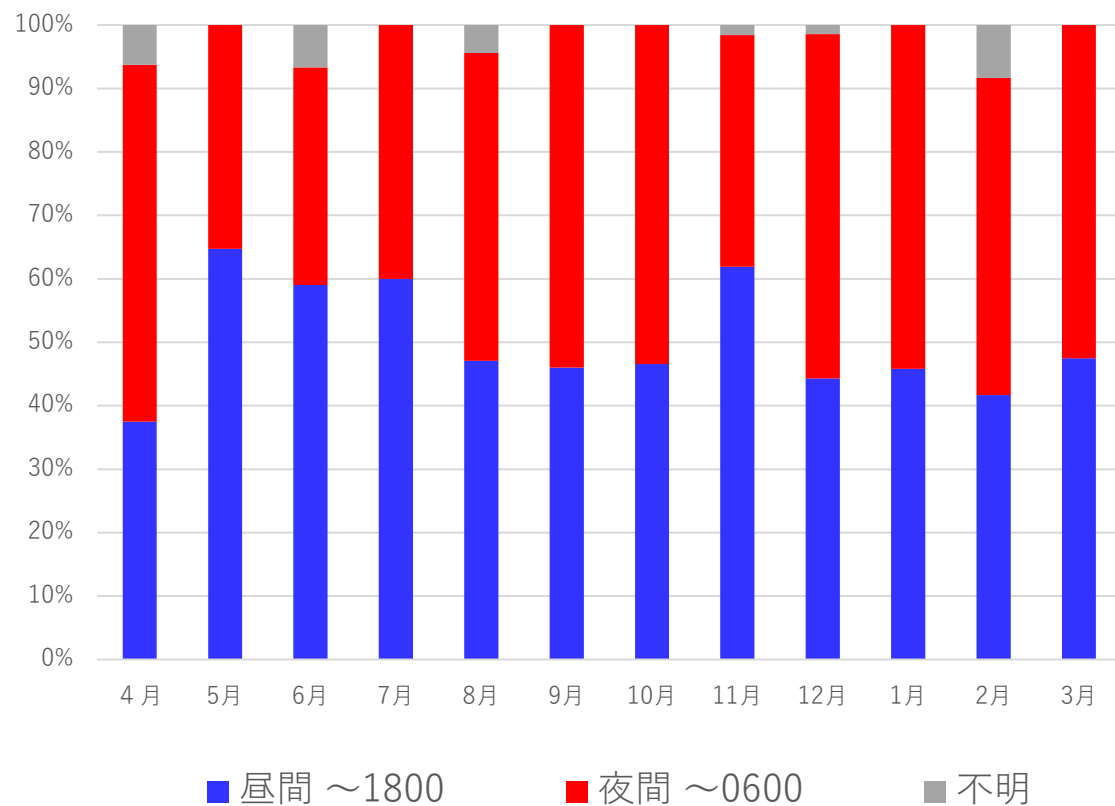
6 事故発生曜日



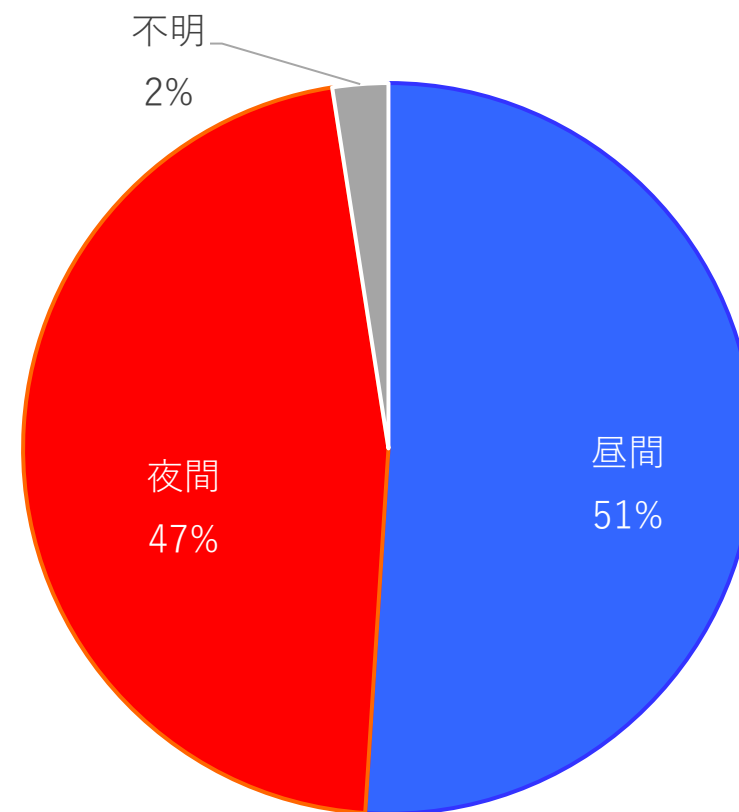
6年度事故発生曜日



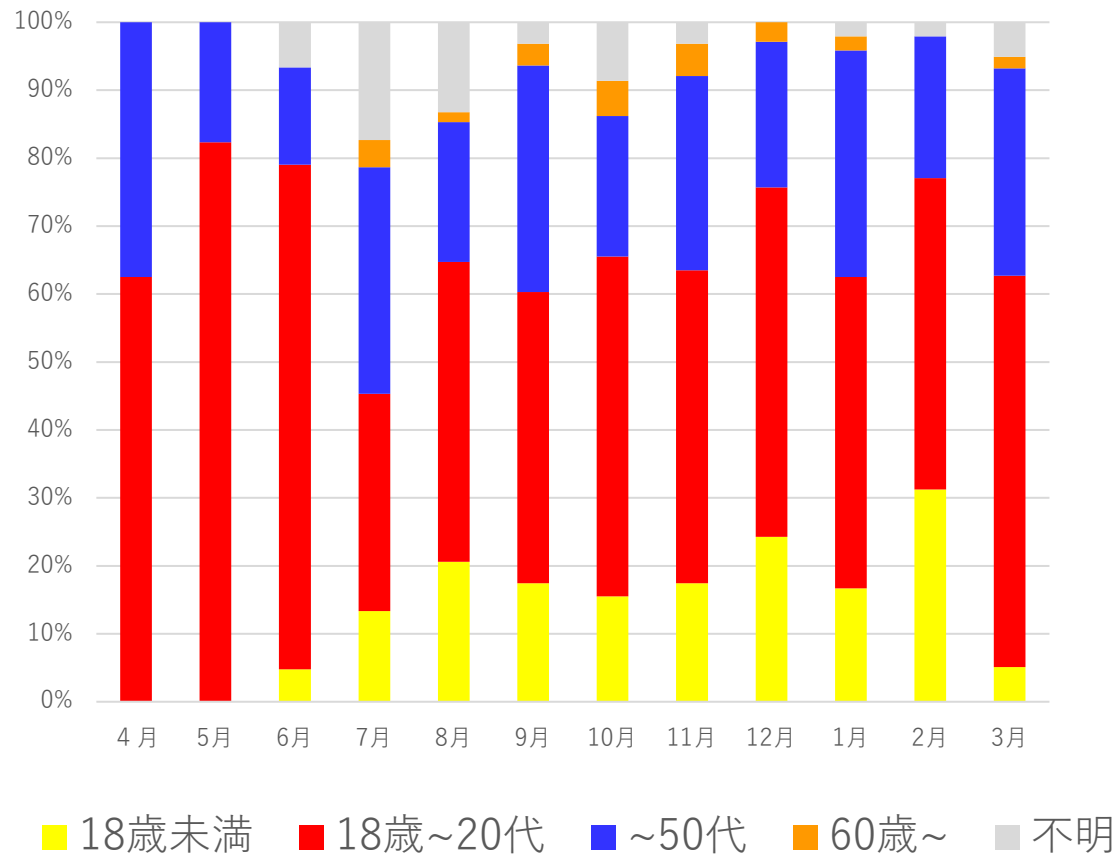
7 事故発生時間帯



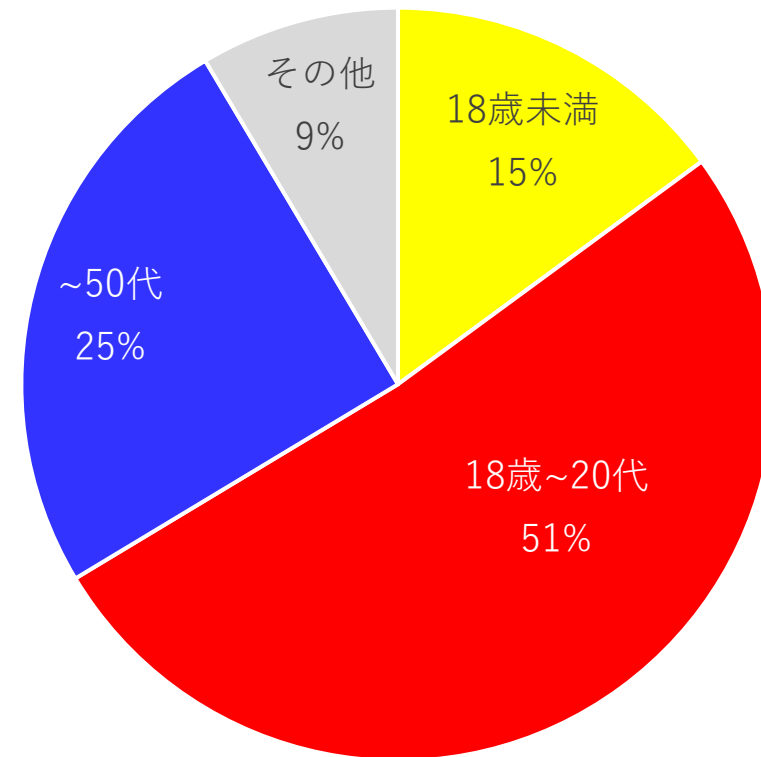
6年度事故発生時間帯



8 年齢区分

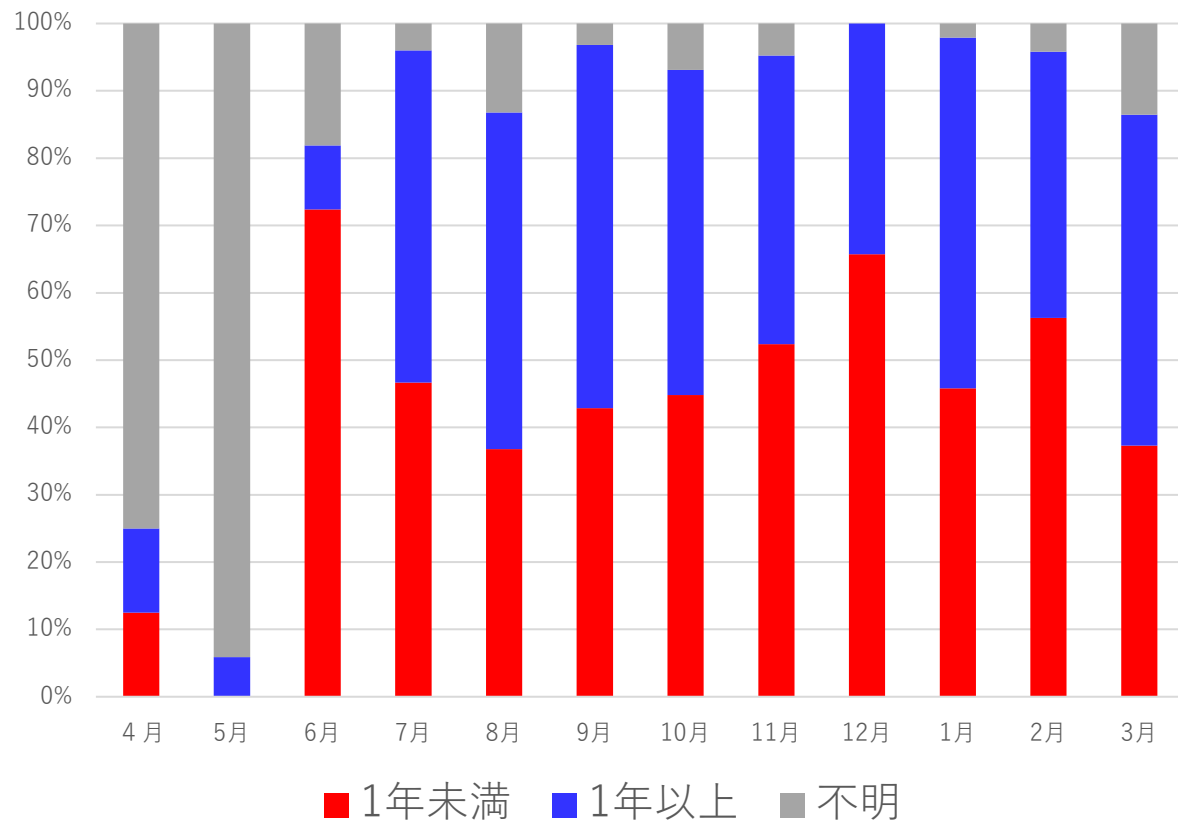


6年度年齢区分

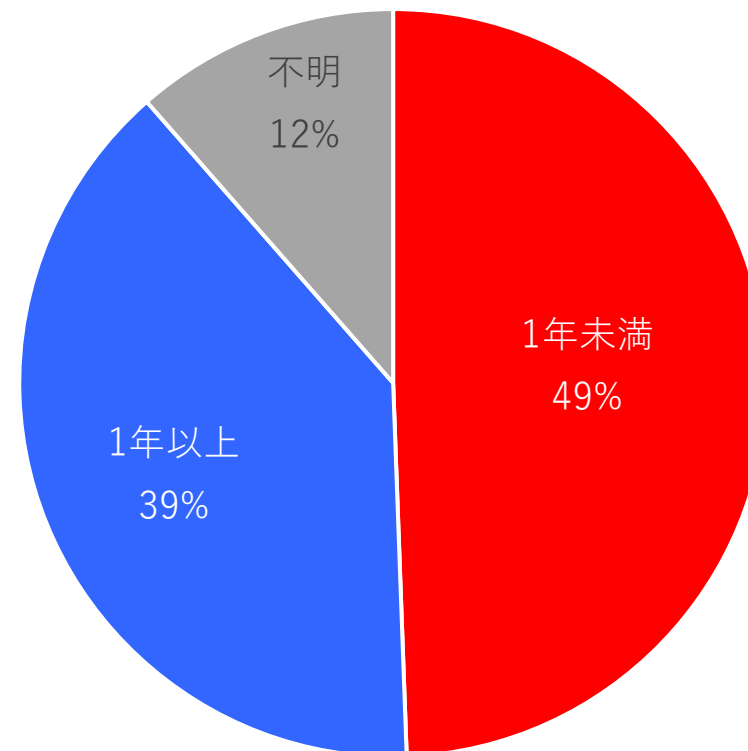


その他区分は 60歳以上（2%）、不明（6%）

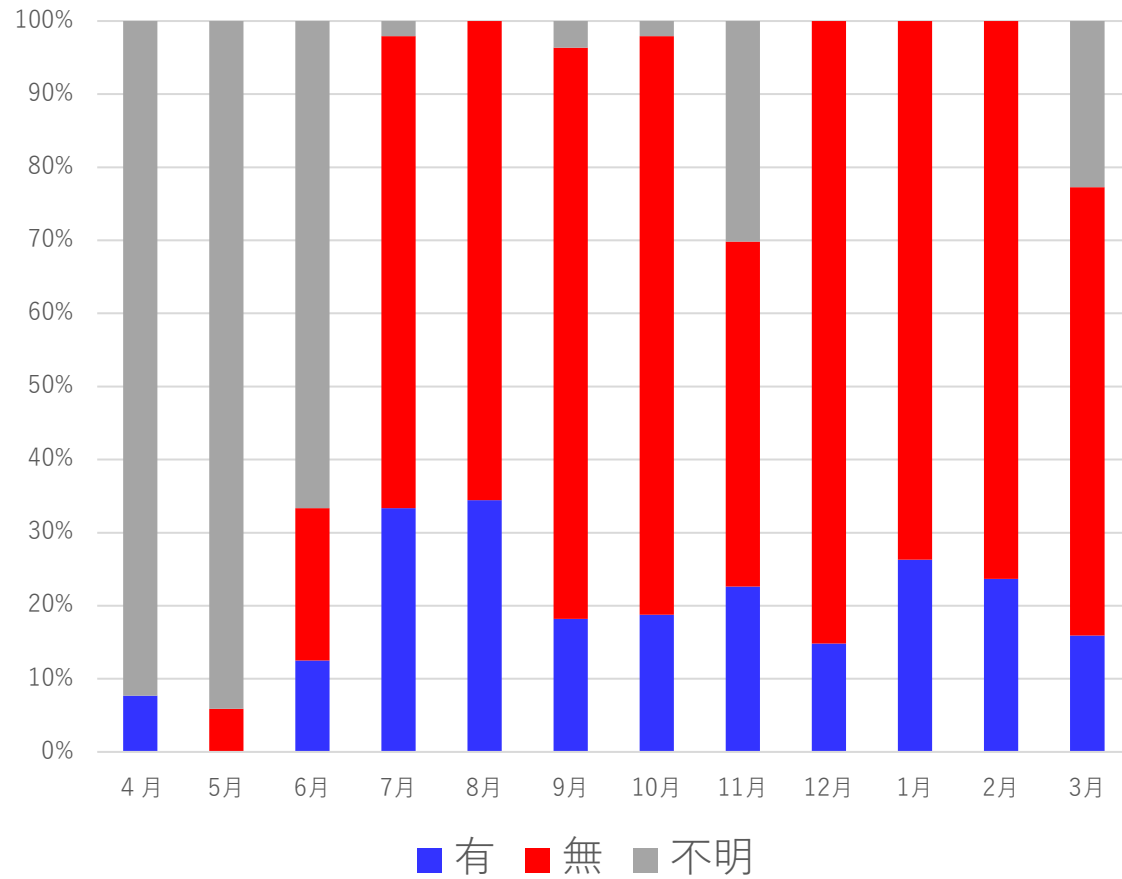
9 宅配勤務年数



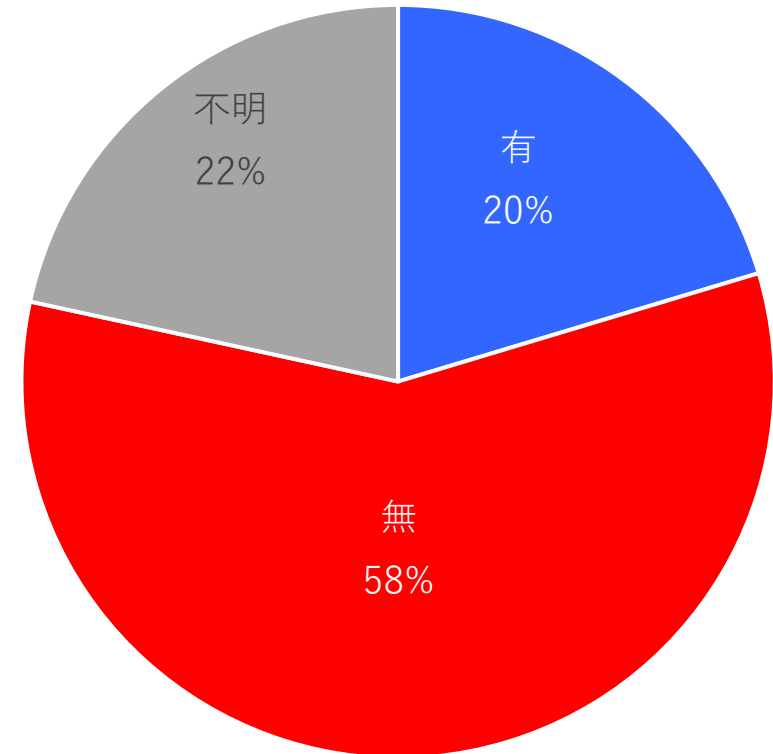
6年度宅配勤務年数



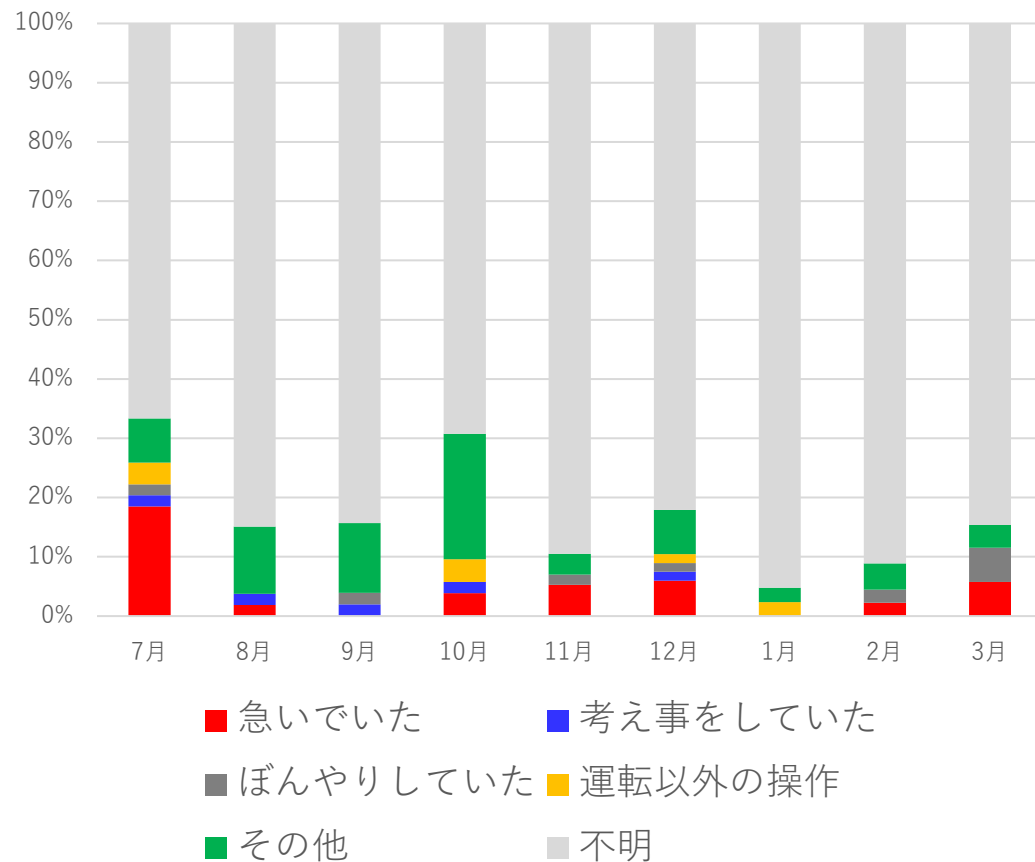
10 バイク事故の二輪免許保有状況



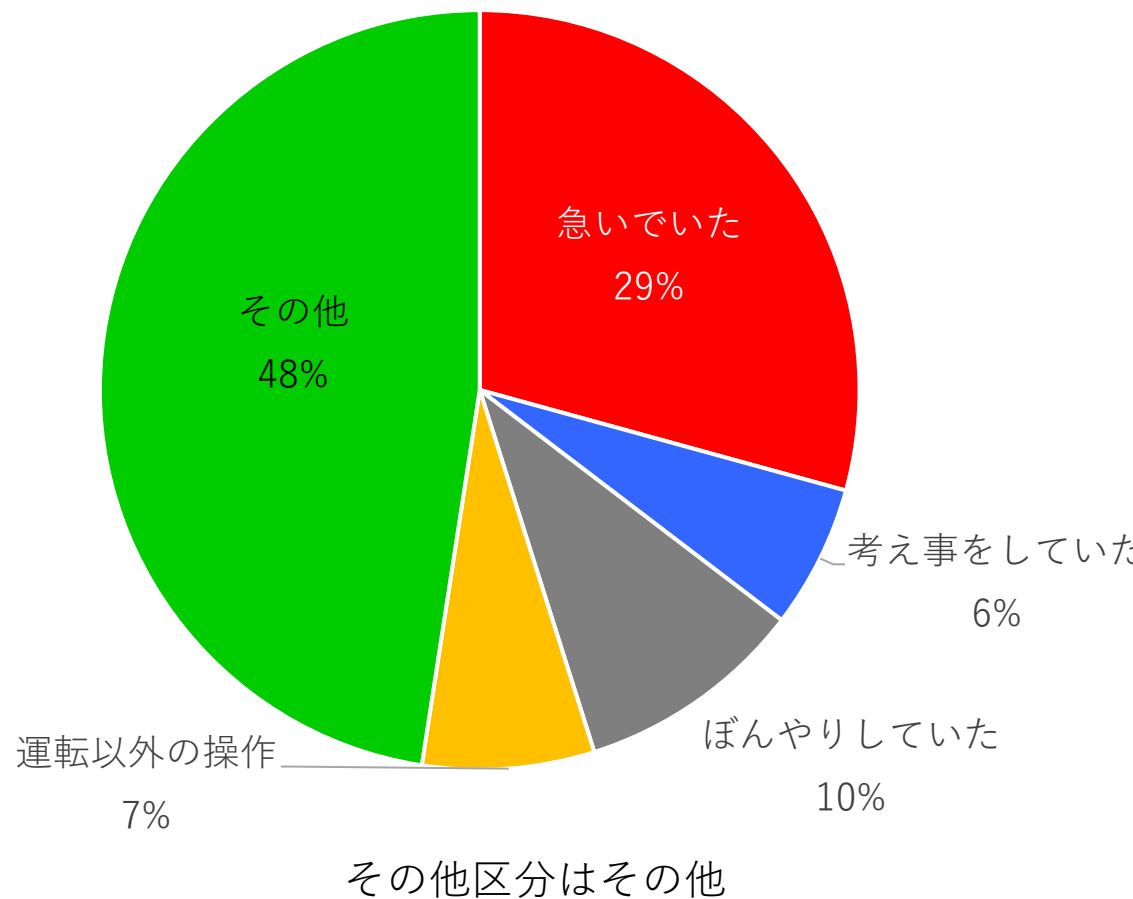
6年度バイク事故の二輪免許保有状況



1 1 事故時の当方心理状態等（被害事故を除く）



6年度事故時の心理状態
(7月以降、被害事故、不明を除く)



6 年度事故状況の総括 事故件数の管理、分析項目内容を一部変更したが、事故状況は、以下のとおり

1. 事故件数／保有車両数
年平均 1. 7 4 %（春季 5 月、夏季 7, 8 月、冬季 1 2 月に増加傾向）
2. 搭乗車両区分
保有車両数が多いバイク搭乗事故が 8 2 % を占めた。
3. 事故形態
相手四輪車 3 6 %、自損事故 3 5 %、被害事故 1 3 % が多い。
4. 事故発生道路状況
交差点 4 0 %、単路直線 3 7 %、路外等その他 1 3 % が多い。
5. 事故発生状況（自損事故を除く）
被追突等 3 0 %、追突 2 5 %、出会い頭 2 3 % が多い。
6. 自損事故区分
転倒 5 7 %、衝突 3 7 % が多い。
7. 事故発生曜日
日祝日は平日平均の 2. 8 倍と多い。
8. 事故発生時間帯
昼間（06 時～18 時） 5 1 %、夜間（18 時～06 時） 4 7 % とほぼ同等
9. 年齢区分
未成年～2 0 歳代 6 6 % と多い。5 0 代以下までが 2 5 %、6 0 歳以上 2 %
- 1 0. 宅配勤務年数
1 年未満 4 9 % と多い。1 年以上 3 9 %、以下不明
- 1 1. バイク事故の二輪車保有状況
二輪免許保有無（原付免許のみ） 5 8 % と多い。免許有 2 0 %、不明 2 2 %
- 1 2. 事故時の当方心理状態等
有効回答数が限られるが、回答があったものでは、急いでいた 2 9 %、ぼんやりしていた 1 0 %、その他 4 8 %

自転車青切符化施行に向けてのSDAとしての対応予定

項目	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	備考
定例会議 情報提供				8 月定例会議 情報共有① ※警視庁HPより		10月定例会議 情報共② ※警視庁HPより			1 月定例会議 情報共③ ※警視庁HPより	2月Web会議 直前最新情報 の情報共有		
実技 座学 講習	(株)シゲオー 自転車講習 紹介	自転車実技講習会										
その他						荒川公園 自転車講習会						

トップページ

→

交通安全

→

交通事故防止

→

自転車の交通安全

→

自転車の交通事故防止

→

自転車の交通安全ルール

自転車交通安全ルール

更新日：2025年5月2日

※ 自転車とは

※ 道路の通行方法

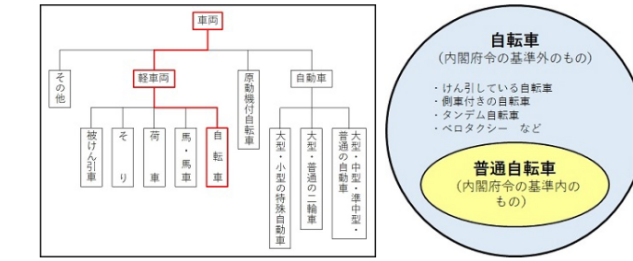
※ 横断の方法

※ 停止位置

※ 交差点の通行方法

自転車とは

自転車は、道路交通法上は「軽車両」となっています。
そして、自転車の中には大きさや構造に応じて「普通自転車」とされているものがあります。



自転車

ペダル又はハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものです。

普通自転車

一般に使用されている自転車で、車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する自転車で他の車両をけん引していないものをいいます。

内閣府令

- 車体の大きさ
 - 長さ 190センチメートル以内
 - 幅 60センチメートル以内
- 車体の構造
 - 4輪以下であること。
 - 側車をつけていないこと。（補助輪は除く）
 - 運転者以外の乗車装置を備えていないこと。（幼児用乗車装置を除く）
 - ブレーキが、走行中容易に操作できる位置にあること。
 - 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

タンデム自転車

2以上の乗車装置及びペダル装置が縦列に設けられた二輪の自転車のことです。

普通自転車ではないため、乗車して歩道を通行することはできません。

ただし、自転車から降りて押して歩いた場合は歩行者とみなされます。（側車付きのもの及び他の車両をけん引しているものを除く）

（注記）道路交通規則が改正され、都内全域においてタンデム自転車の2人乗りが可能となりました。

「普通自転車」と「普通自転車以外の自転車」の主な通行上の違い

普通自転車であれば例外的に歩道の通行が可能となります。また、普通自転車はやむを得ない場合などを除き、自転車道を通行しなければなりません。

＞ [普通自転車が歩道を通行することができる場合](#)

歩道通行時の注意点

普通自転車以外の自転車は歩道を通行することはできませんが、二輪の自転車や三輪の自転車（普通自転車に限らない）等の法律で定められた自転車については、押して歩くことにより歩行者とみなされますので、押して歩くことにより歩道を通行することができます。側車付きの自転車やけん引している自転車は押して歩いたとしても歩行者とみなされないため、歩道を通行することはできません。

最高速度

自転車は自動車や原動機付自転車と異なり、政令で定める最高速度（いわゆる法定速度）はありません。ただし、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度をこえる速度で進行してはいけません。また、歩道を通行する場合は、徐行しなければなりません。歩道の普通自転車通行指定部分を通行中に歩行者がいない場合は、すぐに徐行に移ることができるような速度で進行することができます。（注記）徐行とは、直ちに停止することができるような速度で進行することです。（「直ちに停止することができるような速度」とは、車両等の種類、積載物、道路の状態等により、個々具体的に定められるべきものですが、時速に換算すると8キロメートルないし10キロメートル毎時程度となります。）

※ [道路の通行方法](#)

自転車選びのポイント

普通自転車以外の自転車は歩道を通行することができません。自転車を運転する際に歩道を通行する必要がある場合は、必ず「普通自転車」を選びましょう。「TSマーク」が貼付されている自転車は普通自転車に該当しますので、普通自転車を購入したいが内閣府令の基準を満たすものかどうか判断できない時は、「TSマーク」の有無を参考にしてください。

タンデム自転車

2以上の乗車装置及びペダル装置が縦列に設けられた二輪の自転車のことです。

普通自転車ではないため、乗車して歩道を通行することはできません。

ただし、自転車から降りて押して歩いた場合は歩行者とみなされます。（側車付きのもの及び他の車両をけん引しているものを除く）

（注記）道路交通規則が改正され、都内全域においてタンデム自転車の2人乗りが可能となりました。

「普通自転車」と「普通自転車以外の自転車」の主な通行上の違い

普通自転車であれば例外的に歩道の通行が可能となります。また、普通自転車はやむを得ない場合などを除き、自転車道を通行しなければなりません。

＞ [普通自転車が歩道を通行することができる場合](#)

歩道通行時の注意点

普通自転車以外の自転車は歩道を通行することはできませんが、二輪の自転車や三輪の自転車（普通自転車に限らない）等の法律で定められた自転車については、押して歩くことにより歩行者とみなされますので、押して歩くことにより歩道を通行することができます。側車付きの自転車やけん引している自転車は押して歩いたとしても歩行者とみなされないため、歩道を通行することはできません。

最高速度

自転車は自動車や原動機付自転車と異なり、政令で定める最高速度（いわゆる法定速度）はありません。ただし、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度をこえる速度で進行してはいけません。また、歩道を通行する場合は、徐行しなければなりません。歩道の普通自転車通行指定部分を通行中に歩行者がいない場合は、すぐに徐行に移ることができるような速度で進行することができます。（注記）徐行とは、直ちに停止することができるような速度で進行することです。（「直ちに停止することができるような速度」とは、車両等の種類、積載物、道路の状態等により、個々具体的に定められるべきものですが、時速に換算すると8キロメートルないし10キロメートル毎時程度となります。）

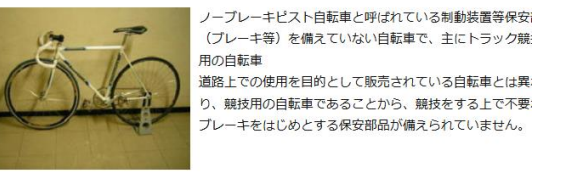
※ [道路の通行方法](#)

自転車選びのポイント

普通自転車以外の自転車は歩道を通行することができません。自転車を運転する際に歩道を通行する必要がある場合は、必ず「普通自転車」を選びましょう。「TSマーク」が貼付されている自転車は普通自転車に該当しますので、普通自転車を購入したいが内閣府令の基準を満たすものかどうか判断できない時は、「TSマーク」の有無を参考にしてください。

乗ってはいけない自転車

内閣府令で定める基準に適合するブレーキを備えていないために、交通の危険を生じる恐れのあるものや夜間において、前照灯がつかず、また、後部反射器材又は尾灯が備え付けられていないものです。



乗る前に確認しましょう！

- ブレーキは前輪及び後輪にかかり、時速10キロメートルのとき、3メートル以内の距離で停止させることができること。
- 前照灯は、白色又は淡黄色で、夜間前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することできる光度を有するもの。
- 反射器材は、夜間、後方100メートルの距離から自動車の前照灯で照らして、その反射光を容易に確認できるもの。



（警視庁ホームページより）

道路の通行方法

車両は歩道等と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければなりません。

（罰則）3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

車道

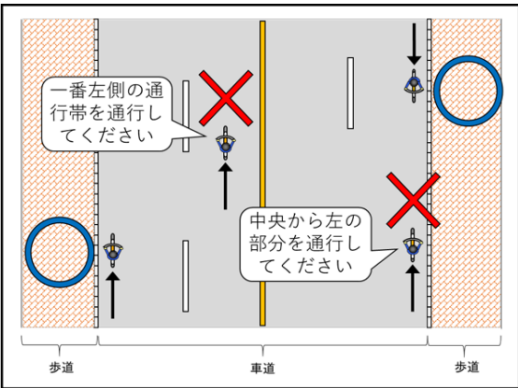
車両は、道路の中央から左の部分を通行しなければなりません

（罰則）3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

車両通行帯のある道路の場合

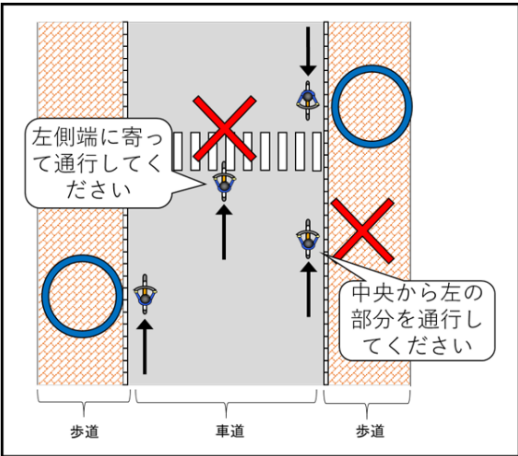
一番左側の通行帯を通行しなければなりません。

（罰則）5万円以下の罰金



車両通行帯のない道路の場合

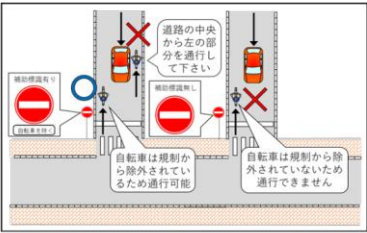
追越し等の場合を除いて、道路の左側端に寄って通行しなければなりません。



一方通行道路（普通自転車が通行可能な場合）の場合

一方通行道路で「自転車を除く」の補助標識があり、普通自転車の通行（逆行）が認められている場合も道路の左側の部分を走行しなければなりません。

（罰則）3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金（禁止場所を通行した場合）



歩行者用道路の場合

歩行者用道路を警察署長の許可を受け、または禁止の対象から除外されていることにより通行するときは、特に歩行者に注意して後行しなければなりません。

（注記）後行とは、直ちに停止することができるような速度で進行することです。（「直ちに停止することができるような速度」とは、車両等の種類、積載物、道路の状況等により、個々具体的に定められるべきものですが、時速に換算すると8キロメートルないし10キロメートル毎時程度となります。）

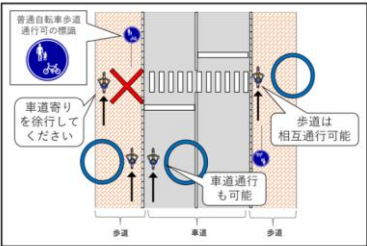
（罰則）3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

歩道（普通自転車が通行可能な場合）

普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（普通自転車通行指定部分）がない場合

相互通行可能ですが、中央から車道寄りの部分を後行し、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

（罰則）2万円以下の罰金又は科料



普通自転車通行指定部分がある場合

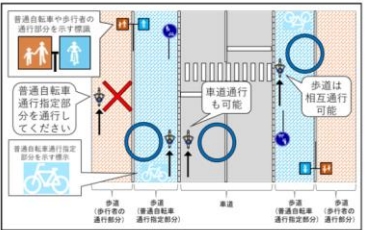
相互通行可能ですが、普通自転車通行指定部分を後行し、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

普通自転車通行指定部分を通行中に歩行者がいない場合は、すぐに後行に移ることができるような速度で進行することができます。

ただし、普通自転車通行指定部分であっても歩行者が優先です。

歩行者がいる場合は後行し、通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

（罰則）2万円以下の罰金又は科料

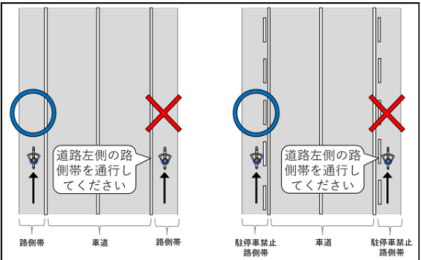


路側帯

自転車は着しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯内を通行することができます。（義務ではありませんので、路側帯の外側を通行することもできます。）相互通行はできませんので、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行してください。路側帯内を通行する場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければなりません。

（罰則）2万円以下の罰金又は科料

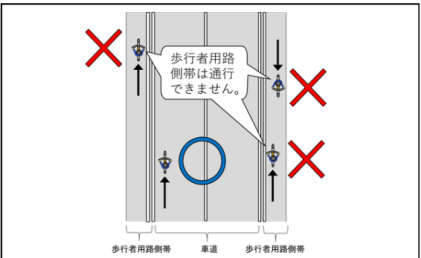
路側帯、駐車禁止路側帯



歩行者用路側帯

白の二本線で標示された路側帯（歩行者用路側帯）の場合は、路側帯内を通行することはできません。

（罰則）3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



普通自転車専用通行帯

普通自転車専用通行帯とは、道路標識等により、普通自転車が通行しなければならない車両通行帯を指定したものをいいます。

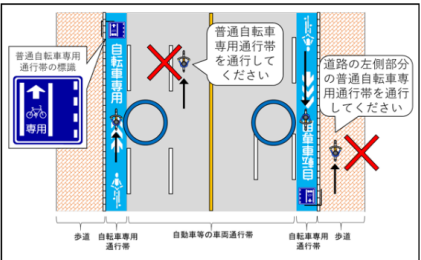
普通自転車は、普通自転車専用通行帯が設けられているときは、その普通自転車専用通行帯を通行しなければなりません。

※ 普通自転車とは

相互通行はできませんので、道路の左側部分に設けられた専用通行帯を通行してください。

（注記）普通自転車以外の軽車両も、普通自転車専用通行帯を通行することができます。

（罰則）5万円以下の罰金



自転車道

自転車道とは、緑石や柵その他これに類する工作物によって区画された車道部分のことをいいます。

普通自転車は、自転車道が設けられている道路では、やむを得ない場合を除き自転車道を通行しなければなりません。

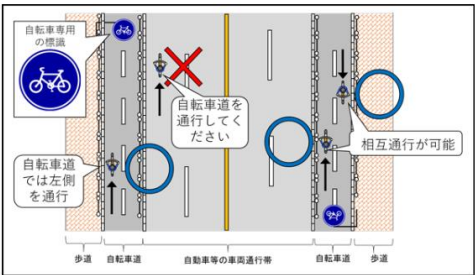
※ 普通自転車とは

自転車道は相互通行可能ですが、自転車道の左側を通行しなければなりません。

道路の片側にしか自転車道がない場合は、その自転車道を通行しなければなりません。

（注記）普通自転車以外であっても、二輪又は三輪の自転車（側車付きのもの及び車両をけん引しているものを除く）は、自転車道を通行することができます。

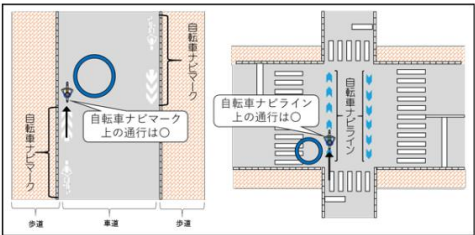
（罰則）2万円以下の罰金又は科料



自転車ナビマーク・自転車ナビライン

自転車ナビマーク・自転車ナビラインとは、自転車の通行動線（通行すべき部分・方向）を知らせる法定外表示のことをいいます。

自転車ナビマーク・自転車ナビラインの表示がある場合は、これらにならって通行してください。



以下、
横断の方法、
停止位置
交差点の通行方法の記述

自安全センターの安全運転啓発活動（自転車ながらスマホ検証実験資料）紹介

令和7年5月

全日本デリバリー業安全運転協議会 御中

自動車安全運転センター

自転車の安全運転啓発活動についてのご案内

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、自動車安全運転センターが作成したチラシ「自転車運転中のながらスマホは禁止されています！」を広く配布する活動にご協力いただきたく、ご案内申し上げます。

近年、自転車による運転中のスマートフォンの使用が増加しており、それに伴う事故也多発しています。警察庁ではこの状況を深刻に受け止め、当センターでチラシを作成し、広く周知することとしました。

このチラシには以下の内容が含まれています。

- 自転車運転中のスマートフォン使用の危険性
- ながらスマホが原因となる事故の統計
- 違反した場合の法的措置

貴団体の加盟企業に対し、このチラシを配布し、安全運転の重要性をあらためて周知していただくよう、お願い申し上げます。

当センターの作成したチラシに加え、警察庁サイトでは、ながらスマホと交通事故に関する広報啓発資料を掲載しています。さらに詳しい情報や安全運転のためのアドバイスに簡単にアクセスできる二次元



ながらスマホ罰則強化から自安センターが令和6年度実施した「ながらスマホ」の検証実験をまとめたチラシの案内があったので紹介します。

また、合わせて安全センターで作成した各チラシやビデオを活用し、安全運転の重要性をあらためて周知依頼がありました。

⇒本資料は関係各位へメール連絡、SDAホームページへ掲載しますのでご活用ください。

バーコードの活用も併せてご案内いたします。二次元バーコードの周知にご協力をお願いいたします。

警察庁 <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/keitai/info.html>

貴協議会のご協力により、この啓発活動は、全てのデリバリー業界の従業員の命を守る役割を果たすのみならず、社会全体の気運の醸成の効果が期待されます。この取り組みの趣旨にご賛同の上、ご協力のほど、なにとぞよろしくお願い申し上げます。



敬具

自動車安全運転センター 調査研究部
担当者: 大賀、倉内
連絡先: 03-3264-8617
メール: chousakenkyu@jsdc.or.jp



あなた自身だけでなく、周囲を危険にさらす迷惑行為

自転車運転中の

「ながらスマホ」

は禁止されています！



2024年11月1日の道路交通法改正により
罰則が強化されました



安全運転をつくろう。
自動車安全運転センター
<https://www.jsdc.or.jp/>

ながらスマホの
危険性を徹底！！

「ながらスマホ」による 交通事故件数が増加しています

自転車(第1・第2当事者)の運転者が
携帯電話等使用であった場合の死亡・重傷事故件数の推移



警察庁の統計によると、2024年中の自転車
が第1当事者(過失が重い者)又は第2
当事者(第1当事者以外の者)となった交
通事故(自転車関連事故)は67,531件あり
ましたが、携帯電話等を使用していた場合
の死亡・重傷事故件数は増加しており、特
に「画面注視」の割合がその大半を占めて
います。



自転車運転中の「ながらスマホ」に 新しく罰則が整備されています

2024年11月から、自転車運転中にスマホで通話したり、画面を注視したりする「ながらスマホ」が道路交通法により禁止され、罰則が強化されました。なお、スマホを手で持って画面を注視することはもちろん、自転車のホルダーに取り付けたスマホの画面を注視することも禁止されています。

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

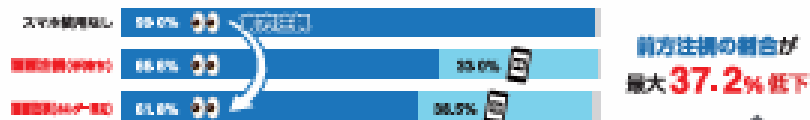


自転車運転中の「ながらスマホ」はダメ、絶対！！

注意! こんなに危ない! 自転車運転中の「ながらスマホ」

自転車安全運転センターでは「ながらスマホ」の危険性を検証するための実験を実施しました

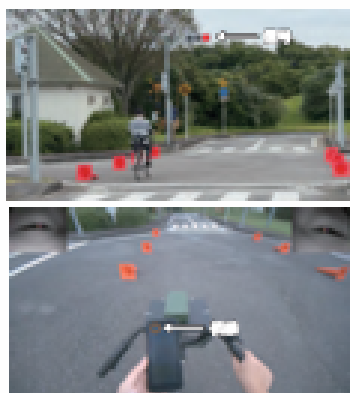
路地り区間



視覚計測は、株式会社ナックイメージングテクノロジーズのモバイル型アイマーカーレコーダー「EMR-10」を使用しています。

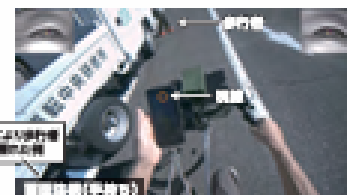
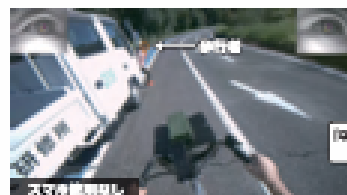
信号交差点区間

赤信号での不停止



信号交差点の手前の区間では、前方注視の割合が最大で22.6%低下しました。その結果、赤信号を無視して交差点を通行するケースが見られました。また、赤信号では停止したものの、青信号になったことに気付くまでに平均で2秒程度の遅れが発生しています。

自転車通行帯区間



歩行者への反応遅れ

前方注視の割合が最大で48.2%低下した結果、車両の横から出てきた歩行者に気付くまで、0.4秒程度かかるケースが見られました。

通話しながらの走行も危険です!

通話しながらの走行では注意散漫となり、前方を見ているようでも対象を見ていないといった状況(いわゆる「上の空」の状態)も確認されています。



反応の遅れによる停止距離の増加

ブレーキをかけるまでの反応時間が0.4秒遅れた場合、停止距離が下のグラフのように長くなります。実際には、ブレーキをかけるまでのタイムラグもあるため、停止距離はさらに長くなります。



本検証実験は、道路状況に応ずる自転車「ながらスマホ」の危険性を前方注視度の低下として検証したものだそうです。

自安センター調査研究部は、要望があればニーズに応える検証実験の実施を検討するとのこと。今後、会員様からニーズ有無の確認を考えたいと思います。

オンラインカジノの違法性を訴えるチラシの配布依頼について

警察庁生活安全局保安課長様からSDAに対してチラシ配布の依頼がありました。
概要は以下のとおりです。

- ① 「オンラインカジノ」による賭博罪の取締り強化を目的とした広報・啓発用チラシの配布。
- ② 絵柄は添付資料の1頁の破線で囲まれた図のようなものでA4版(?)の裏表印刷になると考えられる。
- ③ SDAが配布協力したことを表す文言を付記していただける。
- ④ 配布開始時にはマスコミを招致して報道発表を行う。
- ⑤ 枚数は全国で約10万枚を予定するが、SDAの配布能力によっては枚数を増加したい。

オンラインカジノの違法性に関する広報について

ピザ配達時に、オンラインカジノに関する広報用チラシの配布

ピザ等の配達時に、ピザと一緒に、警察庁が作成したオンラインカジノの違法性に関する広報用のチラシを配布していただく。



広報用チラシ

オンラインカジノの実態把握のための調査研究結果 (概要)

令和6年度
警察庁委託調査

アンケート調査結果



- 国内におけるオンラインカジノサイト ... 推計 約336.9万人の推計経験者
- オンラインカジノサイトの経験者のうち ...
 - ・約60%が依存症の自覚あり
 - ・58.8%が20代・30代 ※10代も3.6%
- 20代・30代の経験者のうち
50%以上がオンラインカジノ起因の借金経験あり
- オンラインカジノサイトにアクセスしたことがある人のうち ... 約75%がお金を賭ける
- 国内における年間賭額の推計 ... 推計 約1兆2,423億円

デスクリサーチ結果



対象：日本語で利用可能な40サイト

- いずれも海外のライセンスを取得
... 7割がオランダ王国（キュラソー島）
- 日本からの利用禁止を明示していないサイト ... 38サイト
- 日本からのアクセス率が100%のサイト ... 6サイト
- ユーザーの登録に応じて紹介者に報酬が支払われるアフィリエイト広告が主流
- 著名人を広告塔に採用

オンライン上で行われる賭博事犯の検挙状況

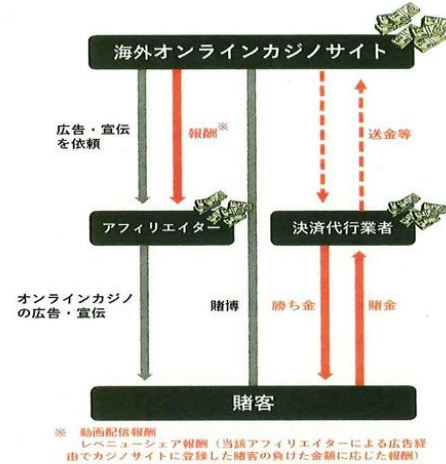
オンライン上で行われる賭博事犯の検挙状況及び検挙事例

	R03	R04	R05	R06
オンライン上で行われる賭博事犯の検挙人員	127	59	107	279
うち無店舗型	0	1	32	227

検挙事例

- ・ **決済システム**を利用したオンラインカジノによる常習賭博事件
(令和6年7月 千葉県警察)
- ・ オンラインカジノを紹介する**動画を配信**した常習賭博助勢等事件
(令和6年9月 埼玉県警察)
- ・ **暗号資産**を利用したオンラインカジノによる賭博事件
(令和6年11月 警視庁等)

オンラインカジノに関連する収益構造の例



オンラインカジノ（イメージ）



警察におけるオンラインカジノの違法性に関する周知・啓発活動

① 「オンラインカジノ犯罪！」ポスターの頒布

消費者庁と連名で「オンラインカジノ犯罪！」ポスターを作成し、公共施設、学校、駅等に掲示
(令和4・5年度で計15万部、令和6年度は約10万部を作成)

② SNSターゲット広告の実施

オンラインカジノに関心が高いと考えられる年齢層等を対象としたターゲット広告を実施
(広告媒体は、LINE、X（旧Twitter）、Instagram)

③ その他広告

ヤフー関連サービスにおいてバナー広告を実施したほか、首都圏の主要な電車において車内広告（動画）を実施



④ プラットフォーム事業者との連携

LINEやフーグループが「Yahoo!検索」におけるオンラインカジノ関連ワード検索時に警察庁HPをリンク先とする注意喚起を表示する自主的取組を実施

⑤ 警察庁公式アカウントによるリプライ・周知啓発

Xにおけるオンラインカジノに関する有害投稿に対し、警察庁公式アカウントから「日本国内からのオンラインカジノは犯罪である」旨のリプライを実施



グレーゾーンはない！

だまされしないで
オンラインカジノは**犯罪**です
捕まります。絶対にやめましょう。

令和7年度実技講習会等予定 (R7.5.13現在)

No.	7年度		実施場所	実技指導担当	備 考
	月日(曜)	人数			
1	4/14(月)	4	豊島自動車練習所	池袋署、三交機、二普協	合同講習 済
2	4/27(日)	0	府中免許センター	府中署、府中安協、二普協	合同講習 不参加
3	5/13(火)	9	寺原自校(熊本)	同校	済
4	5/20(火)		ファインモータースクール上尾	//	案内済
5	6/8(日)		府中免許センター	府中署、府中安協、二普協	合同講習
6	7月~9月		豊島自動車練習所	池袋署、三交機、二普協	合同講習
7			中央自動車学校(岩手)	同校、講話 岩手県警察本部	
8			ラヴィドライビングスクール蒲田	蒲田署	
9			要検討		
10					
11					
12	10/12(日)		府中免許センター	府中署、府中安協、二普協	合同講習
13	10月~12月		伏見デルタ	同校	
14			荒川自然公園(自転車)	荒川警察署、荒川区共催	
15	10/26(日)		府中免許センター	府中署、府中安協、二普協	合同講習
16	11/9(日)		府中免許センター	府中署、府中安協、二普協	合同講習
17	10月~12月		東福岡自校	福岡県警察交機隊、二普協	
18			北方自校(北九州市)	北九州市警察部 機動警察隊	
19			保土ヶ谷公園A駐車場	保土ヶ谷署、ホワイトエンジェルズ	
20			要検討		
21	2月		都南自校	相模原南警察署、交通事故防止隊	合同講習
合 計					

令和7年度競技大会計画

No.	6年度		実施場所	7年度大会名	備考
	月日(曜)	人数			
1	9/6(土)		安全運転中央研修所	#26SDAセーフティコンテスト	
2	10/22(水)		警視庁交通安全教育センター	#22警視庁・SDA共催安全運転競技大会	

令和7年度会議等開催計画

No.	月日(曜)	会議名(場所)	備 考
1	4月18日(金)	4月定例会議(神戸大学東京六甲クラブ会議室有楽町電気ビル南館地下1階)	済
2	5月16日(金)	5月定例Web会議	
3	6月 6日(金)	令和7年度定時総会・懇親会(海運クラブ)	
4	7月18日(金)	7月定例Web会議	
5	8月22日(金)	8月定例会議(神戸大学東京六甲クラブ会議室有楽町電気ビル南館地下1階)	
6	9月18日(金)	9月定例Web会議	
7	10月	10月定例会議(神戸大学東京六甲クラブ会議室有楽町電気ビル南館地下1階)	
8	11月	11月定例Web会議	
9	12月	12月定例会議及び忘年会	
10	1月	1月定例会議(神戸大学東京六甲クラブ会議室有楽町電気ビル南館地下1階)	
11	2月	2月定例Web会議	
12	3月	令和7年度 総括理事会(神戸大学東京六甲クラブ会議室 有楽町電気ビル南館地下1階)	

7 年度定例会議内容予定について

項目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	備考
定例 項目	事故状況分析			事故状況分析						事故状況分析		7 年 度 総 括 理 事 会	
	R 6 SD運動成果 R 7 SD運動計画							R 7 SD運動状況					
				# 2 6 SDA セーフティコンテスト計画			# 2 6 SDA セーフティコンテスト レビュー		# 2 2 警視庁・ SDA安全運 転競技大会 レビュー				
				# 2 2 警視庁・SDA安全運転競技大会計画									
特定 項目				実技講習・自転車講習 新規開拓、参加促進施策			二輪車事故防 止連絡会議 結果連絡						
				S D運動参加促進施策									
					1 1 月排ガス規制にむけて の情報交換						自転車青切符化に 向けての情報共有		
その他				会員による 製品・事業紹介							会員による 製品・事業紹介		

BICYCLE-E・MOBILITY CITY EXPO 2025

自転車・電動モビリティまちづくり博

in 新宿住友ビル 三角広場(屋内イベント空間)



入場無料・事前登録不要

2025 年

6 月 11 日 (水)

12 日 (木)

10:00 - 17:00



Mobility Revolution

巨大ビジネスシティ西新宿で開催する
先鋭的展示イベント

未来志向 のまちづくり

注目の最新鋭
電動モビリティ！
試乗コース・
体験コーナーを
特別設営

EV、
電動バイク、
電動自転車、
EV充電器、
駐輪システムを
一堂に展示

◆主催：BICYCLE-E・MOBILITY CITY EXPO 2025 実行委員会（運営事務局：株式会社ライジング出版）

◆後援：自転車活用推進協議会、自転車活用推進本部、国土交通省、経済産業省、スポーツ庁、東京都、自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会、一般社団法人 CHADEMO 協議会、一般社団法人次世代自動車振興センター、全国自転車産業推進自治体連絡協議会、公益財団法人東京都環境公社（クール・ネット東京）、一般社団法人自転車協会、一般社団法人自転車産業振興協会、一般社団法人日本自転車普及協会、一般社団法人全日本実業団自転車競技連盟、一般社団法人自転車産業工場協会、NPO 法人自転車活用推進研究会、日本自転車競技会連合会、東京都自転車利用協同組合、一般社団法人日本シェアサイクル協会、一般社団法人日本自転車車体補修協会

◆協力：警視庁交通部

◆特別協賛：アイキューソフィア株式会社 IQ Sophia 株式会社サイバー G CyberG

出展者名

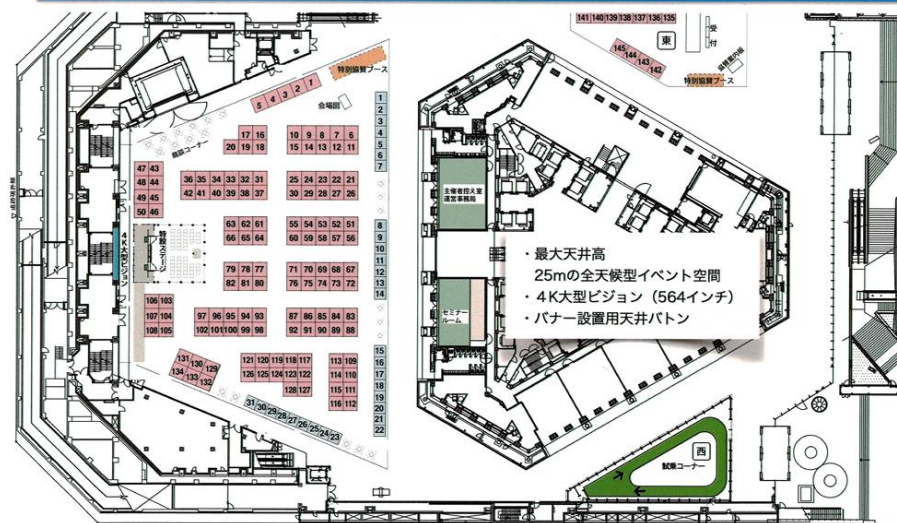
開催内容

最新鋭の自転車・電動モビリティ・電気自動車・EV用充放電機器の展示、新型駐輪・駐車場システム、安全で機能的なモビリティ走行空間の整備拡充、MaaS、モビリティミックス、中央官庁・地方自治体の交通政策、研究者・ジャーナリストらによるパネルディスカッションなど充実した開催内容。魅力的な移動・交通システムを創造・推進していくための提案が満載です！



2024年の展示会風景（抜粋）

開催場所



ブースAタイプ ブースBタイプ

ブースに記載の番号はご案内のため、出展時のブース番号ではありません。

(会場レイアウトは変更する可能性があります)

本EXPOへ参加されます(株)シゲオー様のご厚意により、出展ブースへSDA配布用の紹介資料を配置して頂けることとなりました。誠に有難うございます。

定例会議へのご参加
ありがとうございました。

